

サブスペシャリティ領域の機構認定の基準および認定申請の手順について

I. 概念

国民が病気になった時に基本的には 19 基本領域学会専門医の診療科を受診すれば全ての疾患に対応できる。しかし、複数の基本領域学会の知識、技術が必要な領域や、基本領域学会の診療の中でも診療の幅が広くその専門性がより深い領域もある。国民が適切な医療を受診することができるためには、基本領域学会の診療科よりはさらに分かりやすい診療科、例えば、内科よりは循環器内科、外科よりは消化器外科などが適切な場合もある。日本専門医機構のサブスペシャリティ領域学会の認定基準は、以上のコンセプトを基にして、更に全国の平均的な都市での中核病院に掲げてある診療科、診療部門などとする。このコンセプトは、日本専門医機構の設立目的のひとつである国民に分かり易く、かつ受診する場合に適切な専門医に受診できることに合致するものである。また、今後普及させることが国民の医療にとって必要であるサブスペシャリティ領域学会については日本専門医機構で審議をおこなう。

II. サブスペシャリティ領域の機構認定の基準

1. 下記の 3 つの条件みたすもの。

- (1) いずれかの基本領域学会が認めたもの。註 1)
- (2) 関連する基本領域学会またはサブスペシャリティ領域学会がある場合は、その学会の合意を得ること
- (3) 機構理事会（出席委員）の過半数の承認をえられたもの。註 2)

註 1)

- ① 必要条件とする。ただし、十分条件ではない（基本領域学会の推薦があったからと言って、機構認定がなされるとは限らない。）
- ② 領域によっては、学会間の調整が難航する場合は予想される。場合によっては、機構が主体的に調整を行うこともある。
- ③ 基盤となる基本領域学会の明らかでないものは、今後、検討を行う。

註 2)

- ① あらかじめ、基本問題検討委員会等で、審議する。

2. 判断基準（以下の項目について、総合的に判断する。）

- (1) 国民にとって、分かり易く、有用と考えられる。
- (2) あるべき専門医像が明確である。（何が出来て、何を行う専門医か）
- (3) 当該専門医が、医学的あるいは社会的に必要である理由が妥当である。
- (4) 専門医制度が妥当である。
 - ① 専門医養成カリキュラム
 - ② 指導医
 - ③ 研修施設
 - ④ 受験資格要件
 - ⑤ 認定試験
 - ⑥ 更新
 - ⑦ 委員会
 - ⑧ その他
- (5) 他科の医師にとって、情報が共有され、診療に有用と考えられる。

III. 付帯事項

1. 機構認定のサブスペシャリティ領域については、当面、認定数を抑制的に考える。
2. 基準等については、必要に応じて、関連委員会、理事会等の議を経て適宜見直す。

IV. サブスペシャリティ領域の認定申請手順

別添「サブスペシャリティ領域の認定基準手順（フロー）」を確認してください。

以上